

<別紙>

1 体罰根絶全国共通ルール制定のねらい

本ルールは、本連盟「競技者及び指導者規程」の第6条（指導者のあり方）及び第7条（罰則）に基づき、「体罰を行った指導者は、高体連主催大会には出場できません。」という高体連としての考え方を全国共通の具体的ルールとして制定する。体罰を行った指導者への詳細な罰則規定をつくるのが目的ではなく、本ルールの趣旨や内容を全ての運動部活動指導者、生徒、保護者、そして、社会全体にまで広く周知することにより、運動部活動にかかる体罰の発生を未然に防止することをねらいとする。

2 体罰根絶全国共通ルール

- (1) 指導者（監督、コーチ、顧問教諭、外部指導者等）に関するルール
 - ア 体罰を行った指導者については、原則として当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、高体連主催大会に出場できないものとする。（選抜大会を含む）
 - イ 体罰を行った指導者については、原則として高体連の役職を解くものとする。
また、当該体罰に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定後1年間、原則として高体連の役職に充てない。
- (2) 本ルールは、平成26年7月1日より施行適用する。

3 体罰根絶全国共通ルールの運用について

- (1) 本ルールにおける体罰は、平成25年5月文部科学省の「運動部活動での指導のガイドライン」にある「体罰等の許されない指導と考えられるものの例」を参考にして、適用の対象とする。
参考：http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm
- (2) 本ルールの適用に当たっては、該当指導者に対する各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等が確定した後、該当校の校長が、該当指導者本人の了解を得た上で、別紙様式により各都道府県高体連に報告する。
- (3) 運動部活動にかかる場面での体罰について、本ルールを適用する。
(ミーティング中、部員への個別指導中、運動部の寮生活等の場面を含む。)
- (4) 各教育委員会又は各学校の指導措置・処分等の内容に、大会出場停止や高体連の役職停止の期間がある場合は、その期間を本ルールの1年間の中に含むこととする。
- (5) 本ルールを適用される指導者は、適用される旨の連絡を受けた日から2週間以内に、(公財)全国高等学校体育連盟会長宛に不服申立書を提出して不服を申し立てることができる。ただし、本ルールそのものに関する不服申立てを除く。